

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 丸山歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県草津市西大路町 7 番 7-4 号
- (3) 設立認可年月日 平成 16 年 2 月 5 日
- (4) 設立登記年月日 平成 16 年 2 月 10 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 丸山歯科医院	2530600812	滋賀県草津市 西大路町 7 番 7-4 号	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 8 月 23 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 6 月 27 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

” 令和 8 年度の借入金額の最高限度額の決定

- (3) その他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 丸山歯科医院

※医療法人整理番号 0 0 2 8 3

所在地 滋賀県草津市西大路町7番7-4号

財 産 目 録

(令和 8年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	83,860
2. 負 債 額	38,198
3. 純 資 産 額	45,662

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	49,620
B 固 定 資 産	34,240
C 資 産 合 計 (A + B)	83,860
D 負 債 合 計	38,198
E 純 資 産 (C - D)	45,662

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 丸山歯科医院

※医療法人整理番号 0 0 2 8 3

所在地 滋賀県草津市西大路町7番7-4号

貸 借 対 照 表

(令和 8年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	49,620	I 流 動 負 債	9,546
II 固 定 資 産	34,240	II 固 定 負 債	28,652
1 有 形 固 定 資 産	17,235		
2 無 形 固 定 資 産	76	負 債 合 計	38,198
3 そ の 他 の 資 産	16,929	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	35,662
		純 資 産 合 計	45,662
資 産 合 計	83,860	負債・純資産合計	83,860

様式 4 - 2

法人名 医療法人 丸山歯科医院

※医療法人整理番号 0 0 2 8 3

所在地 滋賀県草津市西大路町7番7-4号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	66,219
2 事業費用	73,202
本来業務事業損失	6,983
事業損失	6,983
II 事業外収益	2,566
III 事業外費用	62
經常損失	4,479
IV 特別利益	150
V 特別損失	0
税引前当期純損失	4,329
法人税等	83
当期純損失	4,412

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 丸山歯科医院

理事長 丸山 芳樹 殿

私は、医療法人丸山歯科医院の令和 7 会計年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 8 月 29 日

医療法人 丸山歯科医院

監事 久川 浩司